

東郷町給食センター調理配送等業務委託  
プロポーザル実施要項

令和4年 8月22日

東郷町給食センター

## 1 目的

東郷町給食センターにおける調理配送等業務を委託するに当たり、当該業務に関し技術的に最適な受託候補者を選定するため、指名型プロポーザル方式での審査を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとします。

## 2 業務等

### (1) 業務名

東郷町給食センター調理配送等業務委託

### (2) 主な委託業務内容

詳細は、別紙「東郷町給食センター調理配送等業務委託 仕様書」のとおり。

ア 東郷町給食センター本館での学校給食の調理業務

イ 東郷町給食センター別館での保育園給食の調理業務

ウ 配缶業務

エ 配送及び食器等回収業務

オ 食器、食缶、調理器具等の洗浄・消毒・保管業務

カ 残菜等の計量、処理及び運搬業務

キ 調理施設及び設備の清掃並びに日常点検業務

ク 材料検収業務

ケ 上記に付帯する業務及びその他必要な業務

また、委託業務開始に向けた準備、トレーニング等を委託者と協議し実施すること。

なお、委託業務開始に向けた準備、トレーニング等に係る費用は、受託者の負担とします。

## 3 業務期間

令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

※ 地方自治法第234条の3の規定及び東郷町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約とする。

※ 令和5年度以降において、当該業務に係る本町の歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する。

## 4 提案上限額

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとします。なお、この額は契約時の予定価格を示すものではなく本業務の規模を示すものであることを留意すること。

金 782,300,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 【年度別上限額】

令和4年度 36,756,462 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和5年度から令和9年度 745,537,616 円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、あいち電子調達システムにおいて、業種「給食」細目「学校給食（調理員派遣）」に参加資格登録のあるもののうち、次に掲げる条件を全て満たすものであるものとします。

- (1) 東郷町の子ども達のために、安全で安心できる保育園・学校給食の調理を円滑に安定して提供する意欲があり、また、その技能のあるものであること。
- (2) 令和4年5月1日現在、愛知県内の市町村において、センター方式による給食調理業務を受託しているものであること。
- (3) 給食配送車両の手配を含めた配送回収業務の実施が可能であること。
- (4) 過去3年以内に保育園及び学校給食の調理業務において、食品衛生法の規定による営業停止処分を受けていない者であること。ただし、書面等により業務改善が認められる場合はこの限りでない。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (6) 生産物賠償責任保険に加入している又は、加入することが可能なものであること。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないもの。

## 6 プロポーザル実施スケジュール

※書類の受付は、土曜日、日曜日及び祝日は行いません。

	項 目	日 程
1	指名業者への通知	令和4年 8月22日（郵送）
2	質問及び施設見学等の受付	8月22日～9月 5日
3	参加表明届提出	8月22日～9月12日
4	提案書及び見積書、当日配布資料 （提案書の概要版）提出	9月12日～9月26日 午後5時まで
5	書類審査及びプレゼンテーション	10月 6日午後1時30分～
6	審査結果通知	10月13日（郵送）
7	契約締結（予定）	令和5年 1月 1日

## 7 施設見学

希望日の2日前(土日除く)までに事務局まで電話又はメールで予約をしてください。

### (1) 見学場所

東郷町給食センター

### (2) 所要時間

1時間以内

## 8 質問及び回答の受付

実施要項等に関する質問は、以下のとおり受け付けるものとします。

なお、電話、口頭での対応は行いません。また、質問の内容によって本プロポーザルによる事業者選定に公平性を保てない場合は、質問に回答しない場合があります。

### (1) 受付期間

令和4年8月22日～9月5日

### (2) 提出書類

質問書(様式1)

### (3) 提出方法

電子メール又はFAX

※必ず電話にて、送信した旨を連絡してください。

### (4) 回答

質問に対する全ての回答は質問者名を伏せた形で、町ホームページにて随時公表します。

## 9 参加表明届

参加意思がある場合は、以下のとおり提出してください。

### (1) 受付期間

令和4年8月22日～9月12日

### (2) 提出書類

参加表明届(様式2)

### (3) 提出方法

郵送又は直接持参するものとする。

## 10 提案書及び見積書、当日配布資料(提案書の概要版)提出

参加表明届を提出したものは、以下のとおり提出してください。また、提案書は提案者の技術的能力並びに経験実績等を評価する重要な資料となりますが、必要構成は最小限の内容となっているため、以下に記述のない部分は提案者自らの経験、調査などを基に作成し、提案内容の充実に努めてください。

(1) 提出期間

令和4年9月12日～9月26日午後5時まで

(2) 提出書類

ア 提案書

- (ア) 用紙サイズ A4
- (イ) 記載方法 縦長、横書き、左綴じ、ページ番号を付す
- (ウ) 枚数制限 なし
- (エ) 提出部数 15部（紐やファイル等により編冊してください。）
- (オ) 構成 下記a～dを順に記載すること。
  - a 業務経歴
    - (a) 会社概要（経営理念、経営状況等）
    - (b) 営業所規模、職種別従事者数、有資格者の予備、機動性
    - (c) 保育園給食、学校給食調理受託実績及び同種・類似業務の受託実績一覧（業務名、発注者、契約期間、業務の概要（食数等の業務規模）等）
  - b 業務担当体制
    - (a) 要員体制の具体的提案
    - (b) 職種別従事者数及び1日当たりの従事時間数
    - (c) 応援体制（欠員補充等代替要員の確保策）
  - c 業務責任者・副責任者、栄養士各々の資格、経歴、同種・類似職務実績
  - d 本町給食の調理配送業務経験者の雇用計画とその処遇
  - e 業務実施方針
    - (a) 保育園・学校給食に対する基本的な考え方
    - (b) 委託（請負）業務の基本的な考え方
    - (c) 食育の推進、食物アレルギー対応についての考え方
    - (d) 食中毒等により業務が履行できなくなった場合の対応方針
    - (e) 貸与機器類及び施設等を従事者の過失等に起因し、き損弁償に至る場合の会社の方針
  - f 委託業務請負準備工程計画  
令和5年1月の給食開始までの準備行為
  - g 衛生管理体制
    - (a) 衛生管理の対応の提案
      - ・ 日常的、定期的に行う衛生管理の措置
      - ・ 始業前の従事者健康点検と異常が認められる場合の措置
      - ・ 従事者が腸内細菌検査により陽性判定の場合の措置
      - ・ 異物混入の防止策及び異物混入発生時の対処
    - (b) 従事者等の研修計画

- ・ 業務開始までの具体的な研修計画
- ・ 業務開始後に、衛生管理その他業務上必要とされる研修計画

h その他提案事項

専門的知識や経験に基づく、本町の当該業務についての新たな提案

イ 見積書（様式3）

(ア) 提出部数 1部

(イ) 留意事項

a 積算内訳書を添付してください。

b 提案価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が、「4 提案上限金額」を超える場合は、候補者から除外します。

ウ 当日配布資料（提案書の概要版等）

必要がある場合に受付します。

1.1 審査方法

選定方法は提案者によるプロポーザル方式とし、以下の方法で実施します。

(1) 書類審査及びプレゼンテーション

選定は、下表評価基準に基づき、提出された書類等及びプレゼンテーション、質疑応答を行った後審査委員が採点を行います。

評価基準

評価項目		評価点数
業務経歴		
1	会社概要	5点
2	営業規模	5点
3	業務実績	5点
業務担当体制		
1	要員体制の具体的提案	20点
2	業務責任者等の実績	15点
3	本町給食の調理業務経験者の雇用方針と処遇	15点
業務実施方針		
1	給食に対する基本的な考え方	5点
2	委託業務の基本的な考え方	5点
3	食育の推進、アレルギー対応	5点
4	食中毒、異物混入等発生時の対応	10点
5	貸与機器類の毀損弁償	5点
準備工程計画		

1	委託業務請負準備工程計画	10点
衛生管理体制		
1	衛生管理に対する基本的な考え方	10点
2	衛生管理体制（マニュアルの作成、検査、事故防止等）	10点
3	衛生管理や調理技術の向上等に関する研修の計画と実施	10点
その他新たな提案 （業務遂行に当たり、東郷町への提案・協力体制等について）		5点
委託業務請負提案価格 評価点数＝価格点＋価格順位点 価格点＝（最低提案価格÷当該提案価格）×（100－提案者数×5） 価格順位点＝（提案者数×5）－{(提案価格順位－1)×5} ※ 最低提案価格とは、全ての提案者からの提案価格のうち、最も安価であった提案価格のこと ※ 提案価格順位は、最低提案価格を提示した者を1とする。 ※ 小数点以下は切り捨て		100点
総合評価（プレゼンテーション、ヒアリング）		10点
合計点		250点

(2) 審査委員会は採点結果の内、各項目の最高及び最低採点者を除く委員の採点を集計し、合計点が最も高かった者を受託候補者に選定します。なお、採点の結果、同点の場合は、提案価格の安価な者を候補者とします。

(3) 受託候補者が辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を候補者します。

## 1.2 審査日時

### (1) 日時

令和4年10月6日 午後1時30分～

※詳細については、後日、別に通知します。

### (2) 場所

東郷町給食センター 本館2階会議室及び食堂

### (3) 出席者

3名以内

### (4) 実施時間

20分程度（プレゼンテーション10分以内、質疑応答10分程度）

### (5) その他

パソコン、プロジェクター、電源等プレゼンテーションに必要な物品等の使用は許

可します。(スクリーンは町で用意します。)

### 1 3 その他留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 以下のいずれかに該当した場合、受託候補者から除外します。
  - ア 提出書類等に虚偽記載をしたもの。
  - イ その他本業務の適正な選定を妨害する又は、妨害の恐れのあると判断したもの。
- (3) 提出書類は返却いたしません。
- (4) 審査結果の異議申立て等は認めません。
- (5) この要項に記載のない事項については、必要に応じ、東郷町が定めるものとします。

### 1 4 問い合わせ先

東郷町給食センター

〒470-0162

愛知県愛知郡東郷町大字春木字蟹池15番地

電話：(0561)39-0020 F A X：(0561)38-6363

E-mail：tgo-kyusyok@town.aichi-togo.lg.jp